産物若しくは同条第二項に規定する食品の生産、製造、加工若しくは流通の合理化、高度化その他の改善に資するものとして政令で定めるもの（以下この項及び次項において「輸出事業用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は輸出事業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の輸出事業（同法第三十七条第一項に規定する輸出事業をいう。以下この項及び次項において同じ。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該輸出事業用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度（当該輸出事業用資産を輸出事業の用に供していることにつき財務省令で定めるところにより証明がされた連結事業年度に限る。）の当該輸出事業用資産の償却限度額は、供用日以後五年以内（当該認定輸出事業計画について同法第三十八条第二項の規定による認定の取消しがあつた場合には、供用日からその認定の取消しがあつた日までの期間。次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該輸出事業用資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の三十五）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併（法人を設立するものを除く。）により前項の規定（当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合（以下この項において「連結法人以外の法人等」という。）には、第四十六条の二第一項の規定）の適用を受けている輸出事業用資産（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する輸出事業用資産）の移転を受け、これを当該連結親法人又はその連結子法人の輸出事業の用に供した場合には、当該移転を受けた連結親法人又はその連結子法人が前項の供用日に当該輸出事業用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該供用日に当該連結親法人又はその連結子法人の輸出事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該連結親法人又はその連結子法人自らがその用に供している期間とする。

3　第六十八条の十六第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の三十六第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「百分の十」を「百分の八」に改める。

第六十八条の四十第一項中「第六十八条の二十四」の下に「、第六十八条の二十五」を加え、「、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五若しくは第六十八条の三十六」を「若しくは第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで」に改め、同条第二項及び第五項中「第六十八条の二十七第二項」を「第六十八条の二十七第三項」に改める。

第六十八条の四十一第四項及び第十三項中「第六十八条の二十七第二項」を「第六十八条の二十七第三項」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の二十四」の下に「、第六十八条の二十五」を加え、「、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五又は第六十八条の三十六」を「又は第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで」に改める。

第六十八条の四十三第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第六十八条の四十六第一項中「ものが」を「もの（同項各号に掲げる法人のいずれかに該当するものに限る。）が」に、「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十日」に改め、同条第三項中「、適格分割又は適格現物出資」を「（合併法人が同条第一項各号に掲げる法人のいずれかに該当する法人であるものに限る。第八項において同じ。）、適格分割（分割承継法人が同条第一項各号に掲げる法人のいずれかに該当する法人であるものに限る。以下この条において同じ。）又は適格現物出資（被現物出資法人が第五十六条第一項各号に掲げる法人のいずれかに該当する法人であるものに限る。以下この条において同じ。）」に、「当該各号」を「次の各号」に改め、同条第六項中「ものが」を「もの（第五十六条第一項各号に掲げる法人のいずれかに該当するものに限る。）が」に、「第五十六条第七項」を「同条第七項」に改める。

第六十八条の六十一第一項及び第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十三第一項中「連結法人に」を「法人に」に、「地区内」を「区域内」に、「地区以外」を「区域以外」に改め、同項の表の第一号の上欄中「第三十条第一項の規定による認定」を「第三十一条第二項に規定する認定法人（同項に規定する主務大臣の確認」に、「第二十八条第五項」を「第二十八条第四項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「連結法人」を「ものに限る。）」に改め、同号の中欄中「おいて」を「定められた」に、「として定められている地区」を「の区域」に改め、同号の下欄中「地区」を「区域」に改め、同表の第二号の上欄中「第四十四条第一項の規定による認定」を「第五十条第二項に規定する認定法人（同項に規定する主務大臣の確認」に、「第四十一条第五項」を「第四十一条第四項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「連結法人」を「ものに限る。）」に改め、同号の中欄中「おいて」を「定められた」に、「として定められている地区」を「の区域」に改め、同号の下欄中「第四十四条第一項」を「第四十四条第二項」に、「特定国際物流拠点事業」を「認定特定国際物流拠点事業」に改め、同条第二項中「第五十六条第一項の規定による」を「第五十六条第二項に規定する認定法人（同条第一項の」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「連結法人に」を「ものに限る。）に」に、「同項」を「同法第五十五条第一項」に、「内に本店」を「の区域内に本店」に、「地区内」を「区域内」に改め、同条第八項中「地区又は」を「区域又は」に、「地区に」を「地区の区域に」に改める。

第六十八条の六十三の二第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第六十八条の七十第一項中「代替資産の取得に充てられた額があるときは、その額を控除した額」を「取得をした代替資産のその取得に係る部分の金額として政令で定める金額を除く。」に、「次条第十項」を「第三項及び次条第十項」に改め、「割合（」の下に「第三項及び」を加え、「この項及び第七項」を「この条」に改め、同条第十一項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五項及び第六項の規定は、」を「第三項の規定は前項に規定する場合について、第六項及び第七項の規定は」に、「ついて」を「ついて、それぞれ」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項に規定する場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が、収用等のあつた日を含む連結事業年度開始の日から起算して一年（工場等の建設に要する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間）前の日（同日が当該収用等により当該連結親法人又はその連結子法人の有する資産の譲渡をすることとなることが明らかとなつた日前である場合には、同日）から当該開始の日の前日までの間に代替資産とな